

7月9日、全建連東京都連は2021年度東京都予算要求の要請行動を実施しました。今年は、コロナ対策で都庁前の集会を行わず、都連役員を中心に都庁内での交渉のみ行ないました。その概要をお伝えします。

保健局 補助金の現行水準確保など 熱い思い受け止める



福祉保健局との交渉

【本部・末浪明子記】福祉保健局との交渉は、コロナ対策で規模を縮小して行ない、代表20人が臨みました。はじめに新任の都池土地城保局長より挨拶があり、石川都連社保対副部長から都伊藤国保課長に要請書を

手渡しました。その後、田村都社保対部長が要請趣旨を説明しました。概要は、①都費補助金の医療費の増減分を含む現行水準確保、②生活習慣病予防対策事業やアスベスト疾患を含むがん対策事業への財政支援の拡充、③建設国保組合の育成・強化です。

伊藤国保課長は、都国保課の使命は区市町村国保への支援と同様に国保組合を支援すること、命の綱である国保組合の一層の安定運営実現へ向け全力で取り組み、令和3年度予算においても組合員一人当たりの医療費増加分を含め、実質的に維持されるよう財政当局に予算要求している、特定健診事業の予算についても区市町村国保と同額の補助を要求していくと回答。がん対策事業への財政支

援については、都の国保事業と位置づけを行なうことは課題が多く、国の考え方を踏まえ、具体的な望ましい形を検討していくと回答しました。3つの国保組合からは、コロナ対応に伴い都の財政支出の増加が見込まれることを挙げ、これを理由として国保組合への補助金を減額することがないよう求めました。また、コロナの影響による

現場の賃金調査に關し 前向きな回答も 村松加代子 記 産業労働局、ほか関連10局との交渉は、中村都連實業部長らに交わすことになりました。要請内容は、建設現場におけるコロナ感染症防止対策と補償、都現場での賃金などの実態調査の実

施、週休2日実現に向けた適正工期確保、建設キャリアアップシステム(CCUS)の推進、建退共の普及、技術・技能支援の施策拡充の6項目。保険料減免制度について、国からの財政支援が全額確保できるよう、都としても国に對し要請するよう訴えました。これに対し、伊藤国保課長は、都財政は一層厳しくなるが、建設国保の皆さの熱い思いをしっかりと受け止めた。保健局に要求していく、また、保険料減免についても国に對して全額補助するよう求めていくと、回答しました。

「このところ給与は1年だが、軽減措置や各種給付をいろいろの制度を合わせていく」との回答をうけました。また固定資産税軽減措置については、都税務所に相談するのではなく、建設現場のコロナ対策で、経営革新等支援機会の認定を受けるとあるが「賃問」「企業」の経営状況を賃税の職員では判断し難い。そのため税理士や会計士の認定を受けて申請していただくことになり、交遊団は「取入が減少しているから減額申請するのには手数を払うのはいかかかなのか」と使いにくい制度にするよう要請しました。

建設従事者の仕事と暮らしを守る 東京都の予算を要求します

すべての中小建設業者に 十分な支援を速やかに

【本部 渡辺基 記】都市整備局交遊団は、建設従事者の仕事と暮らしを守るために、中小建設業者に十分な支援を速やかに提供することを要求しています。建設現場での感染拡大防止対策や、生活費の増大など、中小建設業者は大きな困難を 겪고 있습니다。東京都は、建設現場での感染拡大防止対策や、生活費の増大など、中小建設業者に十分な支援を速やかに提供することを要求しています。



都市整備局との交渉

【本部・澤澤一書記】環境局交遊団は、井上都連労働対策部長、横澤東京土建労働対策部長を先頭に、8人が参加。都側は、環境局・福祉保健局・産業労働局・都市整備局より12人が対応しました。要請項目をアスベスト問題に絞って交渉を展開していき

ました。アスベスト除去、解体・改修工事での事前調査での住民を対象とした助成について、一国の助成制度があり、都として区市町村に当該制度の情報提供や連絡調整を行なっている、と回答。交遊団からは、「全ての自治体に制度があるわけではない。多摩地域はとも制度がない。自治体それぞれバラバラで、それを取りまとめる都も制度を創設する意思はない。一歩踏み込んだ回答を求める」と追

及しました。都側は「働きかけの方法としては区市町村を集めての連絡会議や文書で制度の創設をするように促している」といつのらくりりと回答。大気汚染防止法・石綿障害予防規程の改正について交遊団は、レベル3のアスベストについても80㎡以上の解体工事、100万円以上の改修工事には届け出が必要になってくる。事前調査、調査者の養成・育成はどうなるのかという問いに、都側は「国の検討では、人数が足りない」という事は認識されている。令和5年10月に向けて人数増やしていくという方針、都としても国に事前調査をするべき人間が増えなければ現場が回らないと要望していく」と回答しました。

【本部・木村潮人記】財務局交遊団は、東京都連より平田財務部長以下、6人の代表団で臨み、東京都からは主計部予算課、課長補佐代理の山口氏、同課長の志村氏が対応しました。要請内容は、①建設国保に対する都費補助金の現行水準確保、②アスベスト疾患を含むがん対策事業への財政支援、③国保組合の育成・強化の3点です。山口課長代理は、現行水準の確保について、「福祉保健

局からの令和2年度予算は従来分まで46億6000万円、特定健診・保健指導分として1億0000万円を措置した。来年度予算については未確定だが、福祉保健局からの要求を踏まえて適切に対応したい」と述べました。アスベスト対策を含むがん対策事業への財政支援については、「がん検診は市町村の独自事業として行なわれており、国保事業に結び付けての支援となる」と難しい。引き続き、がん対策について国の取り組みを

注視しながら、国、都全体の問題として考えていくこと、従前からの回答に留まらず、建設国保組合の育成・強化については、「国保組合の一層安定した運営の実現に向け、全力で取り組んでいく」と回答しました。交遊団からは、健康の自主運営や職業病性疾患の発現による財政効果についての報告し、建設現場における不安定な就労実態、コロナ禍の下での仲間の窮状と先行き不安、保険料減免・傷病手当金の申請増を背景とした国保組合財政の圧迫感などを訴え、国保組合の一層の安定運営のために医療費の増減を見込んだ補助の実現を要請しました。

共に力を合わせて要求 総連・勝野書記長の基調報告



例年、夏のこの時期に全建連主催の「予算要求中央総決起大会」を日比谷野外音楽堂で開催し、組合員の皆さんに参加を呼びかけましたが、今年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で集会中止となりました。全建連連合ウェブサイト(ウェブ)で、吉田委員長の全国の仲間に向けたメッセージと勝野書記長の賃金・単価引上げ、予算要求一基調報告を発表しています。勝野書記長の「五調報告」の概要を紹介し

ます。新型コロナウイルスの脅威が続いています。今年に入って瞬く間に世界中に広がった感染拡大は、地球規模で社会的・経済的な混乱を引き起こしています。2020年7月24日に日比谷野外音楽堂で開催された予算要求中央総決起大会

とし、四役・専門部長を構成メンバーとする対策本部を立ち上げました。これまで、3月と4月に2度にわたり、国交省や厚労省に対して、①現場での感染防止対策の徹底や、②現場従事者、下請事業者の生活と事業を守るための補償を求める要請を行ってきました。また、3回にわたって実施してきた「組合員への新型コロナウイルスの影響調査」の結果を国交省にデータとして伝え、施策に反映してもらうよう要請を行

な、適正な下請代金の支払いなど実態の把握に努める」と容弁。今回、その具体化を要請したところ、「品確法運用指針にも、発注者は実態の把握に努める」と記載されており、フォロアップ調査、また「アンケート調査の準備を進めている」と前向きな回答を引き出しました。ただし、あくまでも元請下請契約が適正になされているかの調査であり、賃金調査は「行なわれない。契約後、施工に移った後の賃金、労働条件等の話は国民の話になるため、都として「感染予防対策ガイドライン」の範囲内に止まりました。

同様の回答に終始しました。組合からは、「コロナ禍の中で、賃金の実態把握を東京都(発注者)が行なう重要性を訴え、賃金調査の実施を引き続き要請しました。また、建設現場のコロナ対策では、国や都が出した建設業「感染予防対策ガイドライン」の実効性、拡充を求め、政策にかかるとして、都の回答は、「感染予防対策ガイドライン」の範囲内に止まりました。



昨年6月26日に日比谷野外音楽堂で開催された予算要求中央総決起大会

春の賃金運動はほとんどが中止となってしまいました。そうした中でも、この春には大手ゼネコン現場で従事する仲間から、現場では消毒液が設置されていない、手洗

た。組合員への新型コロナウイルスの影響調査の結果を国交省にデータとして伝え、施策に反映してもらうよう要請を行なっています。また、3回にわたって実施してきた「組合員への新型コロナウイルスの影響調査」の結果を国交省にデータとして伝え、施策に反映してもらうよう要請を行

な。適正な下請代金の支払いなど実態の把握に努める」と容弁。今回、その具体化を要請したところ、「品確法運用指針にも、発注者は実態の把握に努める」と記載されており、フォロアップ調査、また「アンケート調査の準備を進めている」と前向きな回答を引き出しました。ただし、あくまでも元請下請契約が適正になされているかの調査であり、賃金調査は「行なわれない。契約後、施工に移った後の賃金、労働条件等の話は国民の話になるため、都として「感染予防対策ガイドライン」の範囲内に止まりました。

今できる最大限の努力で ハガキと議員要請 例年の運動の組み立てを基本に、概算要求に向け、い私たちができる最大限の運動を行なっていくことを基本に、

「都としてアスベスト対策を含むがん対策事業への財政支援については、「がん検診は市町村の独自事業として行なわれており、国保事業に結び付けての支援となる」と難しい。引き続き、がん対策について国の取り組みを注視しながら、国、都全体の問題として考えていくこと、従前からの回答に留まらず、建設国保組合の育成・強化については、「国保組合の一層安定した運営の実現に向け、全力で取り組んでいく」と回答しました。

「このところ給与は1年だが、軽減措置や各種給付をいろいろの制度を合わせていく」との回答をうけました。また固定資産税軽減措置については、都税務所に相談するのではなく、建設現場のコロナ対策で、経営革新等支援機会の認定を受けるとあるが「賃問」「企業」の経営状況を賃税の職員では判断し難い。そのため税理士や会計士の認定を受けて申請していただくことになり、交遊団は「取入が減少しているから減額申請するのには手数を払うのはいかかかなのか」と使いにくい制度にするよう要請しました。

「このところ給与は1年だが、軽減措置や各種給付をいろいろの制度を合わせていく」との回答をうけました。また固定資産税軽減措置については、都税務所に相談するのではなく、建設現場のコロナ対策で、経営革新等支援機会の認定を受けるとあるが「賃問」「企業」の経営状況を賃税の職員では判断し難い。そのため税理士や会計士の認定を受けて申請していただくことになり、交遊団は「取入が減少しているから減額申請するのには手数を払うのはいかかかなのか」と使いにくい制度にするよう要請しました。

「このところ給与は1年だが、軽減措置や各種給付をいろいろの制度を合わせていく」との回答をうけました。また固定資産税軽減措置については、都税務所に相談するのではなく、建設現場のコロナ対策で、経営革新等支援機会の認定を受けるとあるが「賃問」「企業」の経営状況を賃税の職員では判断し難い。そのため税理士や会計士の認定を受けて申請していただくことになり、交遊団は「取入が減少しているから減額申請するのには手数を払うのはいかかかなのか」と使いにくい制度にするよう要請しました。

「このところ給与は1年だが、軽減措置や各種給付をいろいろの制度を合わせていく」との回答をうけました。また固定資産税軽減措置については、都税務所に相談するのではなく、建設現場のコロナ対策で、経営革新等支援機会の認定を受けるとあるが「賃問」「企業」の経営状況を賃税の職員では判断し難い。そのため税理士や会計士の認定を受けて申請していただくことになり、交遊団は「取入が減少しているから減額申請するのには手数を払うのはいかかかなのか」と使いにくい制度にするよう要請しました。